

住宅等防犯対策補助金のご案内

侵入盗等の犯罪を未然に防ぐために、三鷹市内の住宅、店舗、事業所等において防犯対策を実施する方に対し、市が費用の一部を補助します。

■ 補助対象となる防犯対策:

令和6年10月30日以降に、三鷹市内の住宅（共同住宅を含む）、店舗、事業所等（以下、「住宅等」という。）において実施した次の防犯対策

(1) 防犯カメラの設置

※設置場所が住宅等の敷地内であること。

※撮影範囲が原則住宅等の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者又は使用者に事前説明を行い、同意を得ていること。

(2) 防犯性能の高い錠又は補助錠の取付け

(3) サムターンカバー及びロックカバーの取付け

(4) 防犯フィルムの貼付け

(5) センサーアラームの取付け

(6) センサー付ライトの取付け

(7) ダミーカメラの取付け

(8) モニター付インターホンの取付け

(9) その他防犯対策として市長が認めるもの（例：面格子、防犯砂利、防犯ガラス等）

■ 補助割合:

実支出額の2分の1（上限15,000円）

※1,000円未満の端数がある場合は切り捨て

※複数の設備を合わせて申し込むこともできます。補助額の上限は変わりません。

■ 対象者:

当該補助対象事業を実施した市内の住宅等の所有者、使用者、管理組合

ただし、次に該当する方は除きます。

- ・三鷹市に住民登録をしていない方
（市内に住宅等を所有していて他自治体に住民登録をされている方を除く）
- ・市税を滞納している方
- ・三鷹市暴力団排除条例（平成24年三鷹市条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者
- ・地方公共団体その他これらに準ずる団体
- ・住宅等の売買を目的として補助対象事業を実施するもの

■ 申請回数： 1つの住宅等につき1回のみ

■ 申請方法： 必要書類を「安全安心課窓口」または「郵送」

必要書類	注意事項
申請書兼請求書（裏面：確認書兼誓約書）	市 HP からダウンロードまたは安全安心課窓口で配布 ※申請者名義の振込先口座を記入
補助対象事業の領収書（コピー可） ※宛名のない領収書は原本提出となります。宛名記入漏れにご注意ください。	宛名（申請者名）、購入日または施行日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称・住所等が記載されているもの
購入物や施工の内容が記載された書類	左記事項が領収書に記載されている場合は不要
【事業所の場合】 建物等を使用していることがわかる書類	建物を使用していることがわかる書類（公共料金の領収書等）を提出してください。
【自己の所有する住宅等以外の住宅等の居住者又は使用者の場合】 当該住宅等の所有者の同意書	玄関等共用部分に防犯対策を行う場合は所有者の同意を得てください。
【二世帯住宅の場合】 世帯分離が確認できる書類	住民票と世帯分離が確認できる書類（当該住宅の建物の写真等）を提出してください。

代理の方が申請する場合は①申請者からの委任状②申請者および代理者の身分証の写しが必要です。
※予算の範囲内で行うため、年度途中で当該補助事業の募集を停止する場合があります。

【安全安心課窓口案内】



窓口での申請受付時間：平日 9時～17時

【市ホームページ】

申請書等のダウンロードはこちらから



【郵送での申請先】

〒181-0004
三鷹市新川 6-37-1
元気創造プラザ 5F
三鷹市総務部安全安心課 宛

Q&A

質 問	回 答
契約日が10月30日より前で、設置日が10月30日以降であった場合には対象となりますか。	領収書に記載された日付が10月30日以降の場合は対象となります。
CP製品（*）以外でも対象となりますか。	CP製品でなくとも対象となりますが、防犯性能が高いものを選ぶようにしてください。
警備会社のセキュリティサービスを頼んだ場合は対象になりますか。	月額警備料は対象となりません。
リースでの設置は補助金の対象となりますか。	リース料やレンタル料は対象となりません。
住宅を新築する際の防犯対策は対象になりますか。	三鷹市内にお住まいの方が行う工事で、事件以降に追加・変更した防犯対策に限り対象となります。
駐車場に設置した防犯カメラは対象になりますか。	自宅の敷地内にある駐車場であって、自宅への入り口と一体的に撮影する場合は対象となります。
防犯ブザーや防犯スプレーなどの護身用具は対象になりますか。	住宅等に設置されるもの以外は、対象となりません。
防犯のために番犬を飼うことは対象になりますか。	犬を飼うことや、門扉・フェンスの設置などの防犯対策以外の目的を有する場合には、補助対象となりません。
防犯対策品を自分で取り付けた場合に購入した配線等材料費は対象となりますか。	設置工事費が伴った場合のみ補助対象となりますので、個人で設置した際は対象となりません。
防犯カメラを室内に設置しても補助対象となりますか。	外部からの侵入防止の防犯対策を対象とするため室内を映すカメラは対象となりません。
工事費は全て対象となりますか。	撤去費、処分費、諸経費など防犯対策品の設置以外の経費は対象外となります。
賃貸のマンションやアパートでも申請は可能ですか。	賃貸であっても所有者の同意を得るなど必要な手続きを済ませていれば申請は可能です。
共同住宅（マンション）の場合、申請は戸別にできますか。	所有者毎に申請が可能です。ただし、共用部に設置する際には管理組合の確認を取るなど、必要な手続きを済ませたのちに申請してください。
共用部分について、管理者や管理組合での申請は可能ですか。	申請は可能ですが、1回のみ申請となります。
世帯主でなくとも申請可能ですか。	申請はどなたでも可としますが、1つの住宅等につき1回限りとなります。また、申請書・領収書等の名義・口座名義人は同一の方にしてください。

質 問	回 答
購入の際にお店から受け取ることが必要な書類は何ですか。	宛名の入った領収書のほか、仕様書やカタログ等購入商品の機能が証明できるものがが必要です。
購入は市内の店舗に限定されますか。	市内の店舗に限らず、市外の店舗やインターネットでの購入も対象とします。ただし、個人売買や支払いの事実を確認できない場合は対象外とします。
インターネットでの購入は対象になりますか。	対象となりますが、領収書等の必要書類が発行できる場合に限りです。
クレジットカード、電子マネー、コード決済での支払いは対象となりますか。	対象となりますが、領収書等の必要書類が発行できる場合に限りです。
購入時使用したクーポンやポイント分は購入費用に含まれますか。	割引とみなし、割引後の支払額を購入費用として扱います。
購入時に付与されるポイントは購入費用から減額されるのですか。	付与されるポイントは購入費用から減額しません。
申請してから交付までどのくらいの期間がかかりますか。	書類審査や手続きの関係で、申請受付から交付・不交付決定通知の送付まで概ね3か月を見込んでいますが、交付までの期間は受付状況によって異なります。
助成金の申請前に、相談は必要ですか。	防犯対策の実施後に申請のため不要です。ただし、実施する防犯対策が助成対象になるか不安等があれば、予定している防犯対策をお示しいただき、実施前にご相談ください。

※CP製品とは

防犯性能の高い建物部品（防犯建物部品）として「CPマーク」がつけられている製品です。具体的な製品例は、5団体防犯建物部品普及促進協議会のHPをご覧ください。

https://www.bouhan-cp.jp/cp_parts.html

※侵入窃盗の防犯対策については、警視庁のHPもご覧ください。

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/higai/akisu/akisu.html>